

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月14日
【会社名】	株式会社ニフコ
【英訳名】	NIFCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 利行
【本店の所在の場所】	神奈川県横須賀市光の丘5番3号 (当社は、平成27年1月5日付で神奈川県横浜市戸塚区舞岡町184番地1から上記に本店移転いたしました。)
【電話番号】	046(839)0225
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 財務・経理部長 本多 純二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦四丁目5番4号
【電話番号】	03(5476)4853
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 財務・経理部長 本多 純二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 20,100,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年4月13日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成27年4月13日に「新株予約権の行使時の払込金額」が確定し、その他関連する事項が決定されました。

また、当社は平成27年4月14日に株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により自己株式を取得いたしました。この自己株式取得により、平成27年4月13日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「手取金の使途」及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」に訂正すべき事項が生じ、また、有価証券届出書の添付書類として「自己株券買付状況」を追加する必要が生じました。

これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

「償還の方法」欄

（新株予約権付社債に関する事項）

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

3 新規発行による手取金の使途

（2）手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

2 自己株式の取得について

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

d. 割り当てようとする株式の数

3 発行条件に関する事項

（3）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 参照情報

第1 参照書類

5 臨時報告書

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の追加）

・自己株券買付状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____（下線）を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)】

「償還の方法」欄

(訂正前)

償還の方法	2. 社債の償還の方法及び期限								
	(4) 組織再編行為による繰上償還								
	< 前略 >								
	組織再編行為償還金額比率(%)								
	償還日	参照パリティ							
		80	90	100	110	120	130	140	150
	平成27年4月30日	101.93	105.56	110.48	116.63	123.90	132.17	141.25	150.85
	平成28年4月30日	101.55	104.83	109.52	115.60	122.97	131.49	140.89	150.71
	平成29年4月30日	100.95	103.74	108.10	114.11	121.67	130.64	140.52	150.60
	平成30年4月30日	100.31	102.43	106.29	112.14	119.96	129.57	140.12	150.52
平成31年4月30日	99.76	100.69	103.51	109.10	117.49	128.14	139.60	150.41	
平成32年4月23日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	
<p>(注) 上記表中の数値は、平成27年4月10日現在における見込みの数値であり、転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように決定される。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役社長兼最高執行責任者山本利行が、当社取締役会の授権に基づき、転換価額の決定と同時に決定する。</p>									

(訂正後)

償還の方法	2. 社債の償還の方法及び期限								
	(4) 組織再編行為による繰上償還								
	< 前略 >								
	組織再編行為償還金額比率(%)								
	償還日	参照パリティ							
		80	90	100	110	120	130	140	150
	平成27年4月30日	102.83	106.69	111.73	117.89	125.05	133.09	141.87	151.20
	平成28年4月30日	102.29	105.82	110.65	116.75	123.99	132.25	141.32	150.90
	平成29年4月30日	101.50	104.55	109.08	115.12	122.56	131.23	140.77	150.67
	平成30年4月30日	100.64	102.99	107.03	112.94	120.65	129.98	140.23	150.52
平成31年4月30日	99.83	100.91	103.84	109.40	117.63	128.10	139.46	150.33	
平成32年4月23日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

(訂正前)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初、当社の代表取締役社長兼最高執行責任者山本利行が、当社取締役会の授権に基づき、平成27年4月13日(本新株予約権付社債の発行決議日同日)の東京証券取引所に於ける当社普通株式の普通取引の終値の120%以上で、市場動向等を勘案して決定する。但し、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各本社債の金額(金1億円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、<u>基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金1億円)を平成27年4月13日又はその翌日に決定する転換価額で除して得られる数値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)に80を乗じた金額とする。)</u>に当該事業年度に係る下記に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p>平成27年3月31日に終了する事業年度 1.00 平成28年3月31日に終了する事業年度 1.15 平成29年3月31日に終了する事業年度 1.32 平成30年3月31日に終了する事業年度 1.52 平成31年3月31日に終了する事業年度 1.75</p>
-----------------------	---

(訂正後)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初、5,520円とする。但し、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各本社債の金額(金1億円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、1,449,272円(基準配当金)に当該事業年度に係る下記に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p>平成27年3月31日に終了する事業年度 1.00</p> <p>平成28年3月31日に終了する事業年度 1.15</p> <p>平成29年3月31日に終了する事業年度 1.32</p> <p>平成30年3月31日に終了する事業年度 1.52</p> <p>平成31年3月31日に終了する事業年度 1.75</p>
-----------------------	---

3【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

(注)

<前略>

2. 自己株式取得に関しましては、平成27年4月13日開催の取締役会において、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得株式の総数の上限を2,000,000株、取得価額の総額の上限を8,000百万円、取得期間を平成27年4月14日から平成27年7月13日(但し、平成27年4月23日から平成27年4月30日までの期間を除く。)とする自己株式取得枠の設定を決議しております。

なお、本新株予約権付社債の払込期日以前に自己株式を取得した場合は、本新株予約権付社債の発行による発行手取金を当該自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当する予定です。また、自己株式の取得は市場環境等を勘案して行うため、買付株式の総数及び買付金額の総額が上記の上限に達しない可能性があります。その場合、上記の手取金を有利子負債の返済資金に充当する可能性があります。

(訂正後)

(注)

<前略>

2. 自己株式取得に関しましては、平成27年4月13日開催の取締役会において、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得株式の総数の上限を2,000,000株、取得価額の総額の上限を8,000百万円、取得期間を平成27年4月14日から平成27年7月13日(但し、平成27年4月23日から平成27年4月30日までの期間を除く。)とする自己株式取得枠の設定を決議しております。

上記決議に基づき、当社は、平成27年4月14日に、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、当社普通株式1,263,400株、取得価額の総額を5,615,813,000円とする自己株式取得を行いました。

なお、当社は、本新株予約権付社債の発行による発行手取金を当該自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当する予定です。また、上記自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付株式の総数及び買付金額の総額が上記の上限に達しなかったため、自己株式の取得を継続していく予定ですが、上記の手取金を有利子負債の返済資金に充当する可能性があります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 自己株式の取得について

(訂正前)

当社は、平成27年4月13日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得株式の総数の上限を2,000,000株、取得価額の総額の上限を8,000百万円、取得期間を平成27年4月14日から平成27年7月13日(但し、平成27年4月23日から平成27年4月30日までの期間を除く。)とする自己株式取得枠の設定を決議しております。

(訂正後)

当社は、平成27年4月13日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得株式の総数の上限を2,000,000株、取得価額の総額の上限を8,000百万円、取得期間を平成27年4月14日から平成27年7月13日(但し、平成27年4月23日から平成27年4月30日までの期間を除く。)とする自己株式取得枠の設定を決議しております。上記決議に基づき、当社は、平成27年4月14日に、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、当社普通株式1,263,400株、取得総額の総額を5,615,813,000円とする自己株式取得を行いました。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

d. 割り当てようとする株式の数

(訂正前)

本新株予約権の目的となる株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数です。

本新株予約権の全てが、平成27年4月10日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%を転換価額として行使された場合に交付される株式の数は3,699,593株となります。

(訂正後)

本新株予約権の目的となる株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数です。

本新株予約権の全てが、当初転換価額で行使された場合に交付される株式の数は3,623,188株となります。

3【発行条件に関する事項】

(3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(訂正前)

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、平成27年4月10日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%を当初転換価額として計算した場合、平成27年3月31日現在の当社の普通株式の発行済株式総数53,754,477株の約6.88%(総議決権数530,931個の約6.97%)となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。

<後略>

(訂正後)

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、平成27年3月31日現在の当社の普通株式の発行済株式総数53,754,477株の約6.74%(総議決権数530,931個の約6.82%)となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。

<後略>

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権の 割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権の割 合
オガサワラ ホールディング ス カンパニー リミテッド	701, 7/F TOWER 2 SILVERCORD 30 CANTON RD, TST KLN, HONG KONG	5,943	11.19%	5,943	10.47%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	3,818	7.19%	3,818	6.72%
Credit Suisse International	One Cabot Square, London, E14 4QJ	-	-	3,699	6.51%
日本スタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	3,624	6.83%	3,624	6.38%
公益財団法人小笠原科学技術振 興財団	東京都港区芝浦4-5-4	2,200	4.14%	2,200	3.87%
タイヨウ ファンド, エル. ピー. (常任代理人 シティバンク銀 行株式会社)	5300 CARILLON POINT, KIRKLAND, WA 98033 USA (東京都新宿区新宿6-27-30)	1,908	3.60%	1,908	3.36%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	1,876	3.53%	1,876	3.30%
ノーザン トラスト カンパ ニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーテ ィー (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	1,697	3.20%	1,697	2.99%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	1,457	2.75%	1,457	2.57%
メロン バンク エヌエー ア ズ エージェント フォー イツ クライアント メロ ン オムニバス ユーエス ペ ンション (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4-16-13)	1,128	2.12%	1,128	1.99%
計	-	23,655	44.55%	27,354	48.17%

(注)

< 前略 >

3. 「割当後の所有株式数」は、平成27年4月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%を転換価額として本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式（以下「当初行使価額での割当株式」といいます。）の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に当初行使価額での割当株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

< 後略 >

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権の割 合
オガサワラ ホールディング ス カンパニー リミテッド	701, 7/F TOWER 2 SILVERCORD 30 CANTON RD, TST KLN, HONG KONG	5,943	11.19%	5,943	10.48%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	3,818	7.19%	3,818	6.73%
日本スタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	3,624	6.83%	3,624	6.39%
Credit Suisse International	One Cabot Square, London, E14 4QJ	-	-	3,623	6.39%
公益財団法人小笠原科学技術振 興財団	東京都港区芝浦4-5-4	2,200	4.14%	2,200	3.88%
タイヨウ ファンド, エル. ピー. (常任代理人 シティバンク銀 行株式会社)	5300 CARILLON POINT, KIRKLAND, WA 98033 USA (東京都新宿区新宿6-27-30)	1,908	3.60%	1,908	3.37%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	1,876	3.53%	1,876	3.31%
ノーザン トラスト カンパ ニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーテ ィー (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	1,697	3.20%	1,697	2.99%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	1,457	2.75%	1,457	2.57%
メロン バンク エヌエー ア ズ エージェント フォー イツ クライアント メロ ン オムニバス ユーエス ペ ンション (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4-16-13)	1,128	2.12%	1,128	1.99%
計	-	23,655	44.55%	27,278	48.10%

(注)

<前略>

3. 「割当後の所有株式数」は、当初転換価額で本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式(以下「当初行使価額での割当株式」といいます。)の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に当初行使価額での割当株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

<後略>

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

5【臨時報告書】

（訂正前）

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年4月13日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月2日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年4月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年7月2日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年4月13日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年4月13日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年4月14日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年4月14日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。